

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積等

物件番号	物件名称 (所在地)	貸付箇所 (公募条件) ※全物件、災害時無償提供を条件とする	位置図	設置面積 (目 安)
1	エコ・スポいずみ 杉戸町木津内524	玄関前	位置図①	1.20m× 1.00m
2	さくら公園 杉戸町深輪687-3	駐輪場付近	位置図②	1.20m× 1.00m
3	深輪健康公園 杉戸町深輪100-3	トイレ付近	位置図③	1.20m× 1.00m

- 1) 設置面積（目安）には放熱余地・転倒防止板設置部分を含む。
- 2) 回収ボックスの設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、協議のうえ決定する。
- 3) カップ式自動販売機設置は行わない。
- 4) 位置図、設置面積は物件概要を把握するための参考であり、現況と異なる場合は現況を優先すること。

2 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとし、更新はできないものとします。（5年間）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

- ・大きさ 貸付面積（目安）の範囲内及び高さ 2,000 mm 以内
- ・デザイン（外観色を含む。）

屋外自動販売機：周辺環境に配慮した機種とする。（ユニバーサルデザイン機が好ましい）※貸付料同率の場合、ユニバーサルデザイン機優先とする。

(2) 環境対策

- ・「学習省エネ」や「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
- ・ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

- ・自動販売機の設置に当たっては、転倒防止等安全に十分配慮すること。
- ・関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理の徹底を図ること。

(4) 使用済み容器の回収

- ・自動販売機に専用のリサイクル回収ボックスを併設するとともに、設置事業者の責任において適宜回収及び処分をすること。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ・設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ・設置事業者において、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ・設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

- ・貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条の規定による酒類又はその類似品を販売の禁止。
- ・自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

4 貸付料

- (1) 自動販売機の売上額の一部を貸付料とするため、公募の内容は、売上額に係る割合とし、その25パーセント以上とする。

※「令和2年度・3年度の自動販売機売上本数」に関するデータを参照ください。

- (2) 貸付料は、社会福祉法人杉戸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が指定する口座に期日までに納入すること。ただし、納入の期限日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。

5 電気料

毎年度末に電気使用量算出表を提出していただき、それに基づき本会が発行する請求書により納付期限までに納入する。

6 売上手数料

貸付料に含まれるため徴収しない。

7 費用負担

自動販売機の設置及び撤去に要した費用、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とする。

8 災害時の無償提供

設置者は、災害時に杉戸町が災害対策本部を設け、災害対策本部から飲料提供の要請があったときは、当該自動販売機内の在庫飲料を無償で提供するものとする。（設置者と杉戸町は、後日、協議の上、無償提供に関する協定を締結する。なお、無償提供の方法は、問わないので、必ずしも災害救援ベンダーである必要はない。）

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して本会の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

本会及び施設側の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 本会及び施設側の責に帰することが明らかな場合を除き、本会及び施設側はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。